

八代市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成29年10月20日から平成30年2月16日に実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年3月15日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 福 嶋 安 徳

平成29年度

出 資 団 体
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八市監第348-1号
平成30年3月15日

八代市長 中村博生様
八代市議会議長 増田一喜様

八代市監査委員 江崎真通
八代市監査委員 上原治

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

なお、本件監査には、藤崎智前監査委員が平成29年10月31日まで関与し、平成29年11月1日から上原治監査委員が関与した。

目 次

○八代市土地開発公社

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象	1
5	対象団体の概要	1
6	監査の方法	2
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	2
9	意見・要望	3
	参考資料	4

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査

2 監査の範囲

平成28年度における出資に係る事業の実施状況

3 監査の実施期間

平成29年10月20日から平成29年11月15日まで

4 監査の対象

団体の名称	主管課
八代市土地開発公社	用地課

5 対象団体の概要

平成29年3月31日現在

名 称	八代市土地開発公社
設立年月日	昭和49年3月30日 〔従来の財団法人八代市土地開発公社（昭和45年9月1日設立）を組織変更〕
所在地	八代市松江城町1番25号
資本金	300万円
出資額	300万円（出資比率100.0%）
役員・従業員	理事長 永原辰秋 副理事長 1名 常務理事 1名 その他理事12名 監事2名 事務局員 6名（用地課職員兼務）
設立の目的	公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するため
事業	①次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 ②住宅用地造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地造成事業を行うこと。 ③前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

	<p>※前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>④前項①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項②の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>⑤国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>
--	--

6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、同法施行令第140条の7第1項で規定する4分の1以上を出資している法人について、出資団体監査として、本年度は「八代市土地開発公社」（以下「公社」という。）を選定し、監査を実施した。

監査では、下記の着眼点に基づき、出資目的に沿った事業運営が行われているかなどについて、公社及び主管課に關係書類の提出を求め、關係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査を行うとともに、關係職員から説明聴取を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、福島安徳監査委員は公社の理事であったことから除斥とした。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- ・ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- ・ 収益率、財務比率など経営成績及び財政状態は良好か
- ・ 關係帳票の整備、記帳及び領収証等の証拠書類の整備、保存は適正か
- ・ 会計経理及び財産管理は適正か、経費節減は図られているか

(2) 主管課に関する事項

- ・ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導を行っているか

8 監査の結果

公社においては、現在、有佐駅西側宅地整備事業（輝き・ニュータウン有佐分譲地売却事業）を行っているところであるが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、關係者に対し口頭で指摘し、改善を要望したので記述を省略した。

(1) 団体に関する事項

- ① 有佐駅西側宅地整備事業業務について、八代市から業務委託を受けているが、事業に要した費用が契約額を大きく上回っており、不足額については、公社負担となっていた。

安易に契約額を上回ることがないように、精査を行い、事業を実施するようにしていただきたい。

- ② 平成28年度に土地の売却収益20,836千円があったが、八代市土地開発基金からの借入金56,403千円の返済に充てていなかった。

借入金の返済については、理事会に補正予算を提案し、借入金の早期返済を行うべきだった。

今後は、適正な財務処理を行っていただきたい。

(2) 主管課に関する事項

公社において、委託事業実施時の事業精査、借入金返済についての財務処理など、不適切と思われる処理があったが、主管課として適正な指導がされていなかった。

今後は、適時適切な指導監督を行っていただきたい。

9 意見・要望

公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年6月15日 法律第66号）第10条の規定に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的として、昭和49年3月30日〔従来の財団法人八代市土地開発公社（昭和45年9月1日設立）〕に八代市が資本財産3,000千円を出資して設立された特別法人である。

公社においては、近年、有佐駅西側宅地整備事業（輝き・ニュータウン有佐分譲地売却事業）を行っていたが、集合住宅用地を個人用宅地として区割りなどを行った結果、公社の努力により、平成28年度に4区画、平成29年度に5区画を販売し、平成29年度ですべての分譲地の売却が完了した。

この結果、八代市からの委託事業としての公社の事業は終了したことになる。

公社は、有佐駅西側宅地整備事業の他にも中央線や麦島線などの街路事業や公民館の用地取得や、日奈久地先埋立事業などの土地造成事業を行い、それらの処分を行うなど、地価高騰期には、公共施設等の円滑な整備に大きく貢献した。

しかしながら、バブル経済の崩壊以降、地価の下落傾向が続き、公社に公共事業用地を先行取得させるなどの意義が薄れてきていること、また、全国的に土地造成事業を行った土地が塩漬け状態となっている公社が多くあることなどを考えると、公社の存続についての議論が必要な時期に来ているのではないかと思われるため、検討を行っていただきたい。

参考資料

八代市土地開発公社決算報告

【損益計算書】 (自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日 (単位:円)

科 目	金 額 (円)	
【事業収益】		
公有地取得事業収益	0	
土地造成事業収益	20,836,000	20,836,000
【事業原価】		
公有用地売却原価	0	
土地造成事業原価	20,836,000	20,836,000
事業総利益		0
【販売費及び一般管理費】		
経費	663,041	663,041
事業利益		663,041
【事業外収益】		
受取利息	2,831	
運営費補助金	640,000	
雑収益	50,647	693,478
【事業外費用】		
支払利息	33,841	
諸経費	0	33,841
経常利益		△ 3,404
当期純利益		△ 3,404

【貸借対照表】 平成29年3月31日現在 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 87,890,648 】	【流動負債】	【 0 】
現金及び預金	52,323,748	未払金	0
公有用地	0	短期預り金	0
完成土地等	35,566,900	【固定負債】	【 56,403,000 】
【固定資産】	【 41,490 】	長期借入金	56,403,000
[有形固定資産]	[41,490]	負債合計	56,403,000
車両その他の運搬具	34,125	純資産の部	
工具、器具及び備品	7,365	【資本金】	【 31,529,138 】
		資本金	3,000,000
		[準備金]	[28,529,138]
		前期繰越準備金	28,532,542
		当期純利益	△ 3,404
		純資産の部合計	31,529,138
資産合計	87,932,138	負債・純資産合計	87,932,138

【土地の保有状況】

資産区分	期首残高		当期増加高		当期減少高		期末残高		摘要
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
有佐駅西側宅地整備事業	㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円	輝きニュータウン有佐4区画売却 *再測量による誤差含む
合 計	3,132.33	56,402,900	0	0	1,089.61	20,836,000	2,042.72	35,566,900	

平成29年度

財政援助団体
監査報告書

八代市監査委員

八市監第348-2号

平成30年3月15日

八代市長 中村博生様
八代市議会議長 増田一喜様

八代市監査委員 江崎真通

八代市監査委員 上原治

八代市監査委員 福嶋安徳

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

目 次

○特定非営利活動法人 八代市体育協会

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象	1
5	対象団体の概要	1
6	監査の方法	2
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	2
9	意見・要望	3
	参考資料	4

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

2 監査の範囲

平成26年度から平成28年度における補助金に係る出納その他の事務

3 監査の実施期間

平成30年2月5日から平成30年2月16日まで

4 監査の対象

団体の名称	主管課
特定非営利活動法人 八代市体育協会	スポーツ振興課

5 対象団体の概要

名 称	特定非営利活動法人 八代市体育協会
設 立 年 月 日	平成25年4月1日
所 在 地	八代市緑町11-1（八代市総合体育館内）
設 立 の 目 的	広く市民に対して、体育・スポーツの振興に関する事業を行い、競技人口の拡大や競技力の向上と、市民の健康増進及び体力向上を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること
主 な 事 業	①体育、スポーツ大会及び講演会等の開催に関する事業 ②体育、スポーツ大会等への選手・役員の派遣に関する事業 ③体育、スポーツに関する表彰及び推薦に関する事業 ④体育、スポーツの指導、奨励及び競技力の向上に関する事業 ⑤体育施設等の管理運営に関する事業（8つの指定管理施設） ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
補 助 金	1. 八代市体育協会補助金 平成26年度4,200千円 平成27年度4,200千円 平成28年度4,200千円 補助対象事業：団体が実施するスポーツ振興及び普及に係る事業 補助金の額：予算の範囲内で、補助対象事業の実施に必要と認める額
	2. トップアスリート育成事業補助金 平成26年度1,800千円 平成27年度2,800千円 平成28年度2,800千円 補助対象事業：①将来性を有する競技者の育成及び強化を行う事業 ②スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図る事業 ③市民のスポーツへの意識を高揚させるための事業 ④その他国際大会等で活躍する競技者の輩出のための事業で市長が特に認めるもの 補助金の額：予算の範囲内で、補助対象事業の実施に必要と認める額

6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、「財政援助団体」の監査として、本年度は「特定非営利活動法人 八代市体育協会」（以下「体協」という。）を対象として、平成26年度から平成28年度に八代市から財政援助を受けた部分について監査を実施した。

八代市が体協に対し財政援助を行った補助金は、「八代市社会体育団体補助金交付要領」及び「八代市トップアスリート育成事業補助金交付要領」に基づき、各補助対象事業に対して、必要な経費の総額を予算の範囲内で交付している。

監査では、下記の着眼点に基づき、この補助金額が、各補助金交付要領で定められた手続、目的等に沿って適正に執行され、経理等も適正に処理されているかなどについて、体協及び主管課に關係書類の提出を求め、關係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査を行うとともに、關係職員から説明聴取を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・ 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか
- ・ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
- ・ 事業は計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳及び領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か
- ・ 補助金に係る収支の会計処理は適正か
- ・ 精算報告は適正に行われているか

(2) 主管課に関する事項

- ・ 補助金の決定は法令等に適合しているか
- ・ 補助金交付目的、補助対象事業の内容は明確か
- ・ 補助金に関する条件の内容は明確か
- ・ 補助金の額の算定・交付方法・時期・手続は適正か
- ・ 補助事業の履行確認は実績報告書等によりなされているか
- ・ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・ 補助金の目的や効果から判断して、見直しをする必要はないか

8 監査の結果

平成26年度から平成28年度における体協及び主管課の補助金交付事務については、本来の目的に沿って執行されていたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、関係者に対し口頭で指摘し、改善を要望したので記述を省略した。

(1) 団体に関する事項

体協における経理事務については、経理規程を定め処理を行ってあるが、次のとおり経理規程に基づいた処理となっていないものがあった。

- ・収入、支出等の伺書の作成がされていないもの
- ・支出手続きにおいて、金額の根拠となる資料が添付されていないもの
- ・市への実績報告はあるが、総勘定元帳での支出が確認できないもの
- ・領収書等の証拠書類が保管されていないもの

今後は経理規程を遵守するとともに、事務手続きについてのマニュアル等を整備し適正な経理事務を行っていただきたい。

(2) 主管課に関する事項

体協から提出された補助金実績報告書の確認において、次のとおり審査が十分に行われていないものがあった。

- ・実績報告書において、費目毎や事業毎の金額のみの記載となり、その内訳が不明となっているもの
- ・実績報告書に数年間同じ写真が添付されているもの
- ・体協の経理において、領収書等の証拠書類が保管されておらず、支出の実態が確認できないもの

補助金交付にあたっては、補助の目的及び内容が適正であるかどうか関係書類等の審査を慎重に行い、補助金交付要領に基づき、適切な指導・監督を行っていただきたい。

9 意見・要望

今回の監査では、前述のとおり、補助金額には影響なかったものの、一部に不適切な事務処理が見受けられた。

体協の経理については、収入、支出の決裁が行われなまま支払い等が行われているものや、支払いの証拠書類等が適正に保管されていないものなどがあり、経理事務における基本的なことが行われていなかった。これらの書類は、補助金の確定に重要な書類であるため、事務手続きについてマニュアル等で定め、適正な事務手続きを行っていただきたい。

主管課にあっては、団体からの実績報告書や関係書類において、補助金の使途が適正であるのか等の審査を十分に行い、適正な補助金交付事務となるよう指導・監督を行っていただきたい。

参考資料

【補助事業の状況】

1. 八代市体育協会補助金

(単位：円)

年 度	H26年度	H27年度	H28年度
補助対象事業			
スポーツ振興事業	3,806,324	3,820,000	3,476,184
市体協表彰事業	90,708	94,297	257,906
少年団事業	103,227	67,425	69,455
県体支援事業	123,619	70,333	51,860
郡市対抗熊日駅伝支援事業	261,545	293,251	344,965
熊日郡市対抗女子駅伝支援事業	41,383	66,678	
熊日駅伝選手強化事業	24,480	—	—
補助対象経費合計	4,451,286	4,411,984	4,200,370
補助金額	4,200,000	4,200,000	4,200,000

2. トップアスリート育成事業補助金

(単位：円)

年 度	H26年度	H27年度	H28年度
補助対象事業			
強化指定選手育成事業	689,124	2,858,872	2,861,249
スポーツ選手講演会	1,214,381	—	—
補助対象経費合計	1,903,505	2,858,872	2,861,249
補助金額	1,800,000	2,800,000	2,800,000

平成29年度

指 定 管 理 者
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八市監第348-3号

平成30年3月15日

八代市長 中村博生様
八代市議会議長 増田一喜様

八代市監査委員 江崎真通

八代市監査委員 上原治

八代市監査委員 福嶋安徳

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

目 次

○特定非営利活動法人 八代市体育協会

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象	1
5	指定管理の概要	1
6	監査の方法	3
7	監査の着眼点	3
8	監査の結果	4
9	意見・要望	5
	参考資料	7

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく指定管理者監査

2 監査の範囲

平成26年度から平成28年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年2月5日から平成30年2月16日まで

4 監査の対象

団体の名称	主管課
特定非営利活動法人 八代市体育協会	スポーツ振興課

5 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市総合体育館	緑町11-1 地上3階建 ・大アリーナ 1,728 m ² 固定席 1,400名 ・小アリーナ 1,080 m ² 固定席 92名 ・トレーニング室、会議室、研修室等
八代市民プール	緑町11-1 屋外型プール ・50mプール 9コース ・25mプール 6コース ・幼児プール（ウォータースライダー2連式） ・管理棟
八代市スポーツ・コミュニティ広場 ※H29年4月より八代市テニスコート	郡築四番町136-2 敷地面積 32,186 m ² ・テニスコート 16,206 m ² 砂入り人工芝 16面 夜間照明 12面 屋根付き観覧スタンド 600人収容 ・クラブハウス
八代市立武道館	松江城町6-13 地上2階建 1階 933 m ² 柔道場、空手場、管理人室 中2階 104 m ² 更衣室 2階 871 m ² 剣道場

八代市民球場	古閑中町 1495 敷地面積 24,344 m ² ・軟式野球場 1面 内野スタンド 1,214 m ² 外野スタンド 871 m ² 収容人数 4,000人 ・サブグラウンド 1面 8,570 m ² ・屋内練習場
八代市弓道場	緑町 11-1 敷地面積 2,713 m ² 地上1階 ・弓道場 10人立 ・観客席 100人
八代市相撲場	松江城町 7 敷地面積 452 m ² ・相撲場 144 m ² ・収容観客 800人
八代市球技場	港町 3丁目 1 敷地面積 23,484 m ² ・メイングラウンド 1面 (144×69m) 9,936 m ² 全面芝張 ・サブグラウンド 1面 (32×68m) 2,176 m ² 全面芝張

(2) 対象団体の概要

名 称	特定非営利活動法人 八代市体育協会
設 立 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日
所 在 地	八代市緑町 11-1 (八代市総合体育館内)
役員・従業員	会長 松永松喜 副会長 4名 理事長 1名 副理事長 1名 理事 17名 監事 2名 従業員 22名
設 立 の 目 的	広く市民に対して、体育・スポーツの振興に関する事業を行い、競技人口の拡大や競技力の向上と、市民の健康増進及び体力向上を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること
主 な 事 業	①体育、スポーツ大会及び講演会等の開催に関する事業 (市民体育祭、スポーツ講演会等) ②体育、スポーツ大会等への選手・役員の派遣に関する事業 (県民体育祭、熊日男子駅伝、熊日女子駅伝) ③体育、スポーツに関する表彰及び推薦に関する事業 (八代市体育協会表彰、文部科学省表彰並びに熊本県体育協会表彰への推薦) ④体育、スポーツの指導、奨励及び競技力の向上に関する事業 (スポーツ振興事業、八代市トップアスリート育成事業等) ⑤体育施設等の管理運営に関する事業 (8つの指定管理施設) (1)総合体育館 (2)市民プール (3)スポーツ・コミュニティ広場 (4)武道館 (5)市民球場 (6)弓道場 (7)相撲場 (8)球技場 ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 (スポーツ少年団、ラインテープ販売)

(3) 指定管理の状況

(ア) 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条公募によらない指定管理者の候補者の選定による。

(イ) 指定管理期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料	67,150千円	67,150千円	67,150千円

※利用料金制採用

6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、同法244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体について、「指定管理者」の監査として、本年度は「特定非営利活動法人 八代市体育協会」（以下「体協」という。）を選定し、監査を実施した。

監査では、下記の着眼点に基づき、施設の運営管理が適切に行われているか、利用促進が図られているかなどについて、体協及び主管課に關係書類の提出を求め、關係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査を行うとともに、關係職員から説明聴取を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・ 施設は關係法例等に基づき適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切か
- ・ 利用促進、利用者の利便性向上の取組がされているか
- ・ 施設の管理に係る収支會計経理は適正か
- ・ 施設の管理に係る収支關係帳簿、記帳は適正か
- ・ 経理規程の諸規定は整備されているか

(2) 主管課に関する事項

- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか
- ・ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか

8 監査の結果

指定管理事務について、体協にあつては経理事務関係等、主管課にあつては仕様書の作成や指導面において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、関係者に対し口頭で指摘し、改善を要望したので記述を省略した。

(1) 団体に関する事項

① 指定管理施設の管理について、次のような不適切な事例が見受けられた。

- ・利用者懇談会の未実施、顧客満足度調査の実施数不足など、事業計画に掲げた内容と実績が大きく異なるもの
- ・提出義務のある文書（事業計画書・業務報告書・事業報告書・自主事業実施承認申請書）について、未提出、遅延となっているもの

指定管理業務については、指定管理制度の目的達成のために、関係条例、協定書等に必要事項が規定されている。適正な管理となるよう、適時適切に事務を行い、協定書等の遵守について徹底を図っていただきたい。

また、実施可能な事業計画を立て、実績を把握し、次年度の計画に反映させるようなPDCAサイクルにより、単に施設の効率的な管理運営だけでなく、利用者の利便性向上、利用促進を図っていただきたい。

② 指定管理に係る経理事務において、定款、経理規程、就業規則等の定めと異なる不適切な事務処理が行われていた。また、経理事務に関する規則が不足している部分が見受けられた。

- ・総会の議決を経るべき予算の変更が議決を要しない流用により行われているもの
- ・収入の受け入れの際に経理規程に定める収入調定書の作成がされていないもの
- ・就業規則に定めのない手当や規則と異なる額の賞与が支給されているもの

指定管理に係る経理事務については、定款、規程、規則等に基づき、経理上の責任体制を確立した上で、適切に行わなければならない。

経理事務について、必要な規則等を定めた上で、規則等を遵守し、適正な事務を行うようにしていただきたい。

③ 収入支出の手続き全般について、規則、マニュアル、様式等が不足しているため、事務が統一されておらず、次のような不適切な事務処理が行われていた。

- ・体育施設使用料収入の現金受け入れの際に文書による確認がないもの
- ・体育施設使用料の還付受取の有無について確認が取れないもの
- ・委託業務等において、複数の見積徴取が行われず、競争性の確保がされていないもの
- ・契約書内容と実際の業務内容が異なるもの
- ・委託業務において、実績の確認を行わないまま支出が行われているもの

現在の事務を見直し、規則、マニュアル、様式等を定めた上で、根拠書類に基づき複数の確認を行い、チェック体制を強化し、収入支出の事務を行うようにしていただきたい。

(2) 主管課に関する事項

- ① 体協が提出を義務付けられている文書について、未提出のものや提出期限が守られていないものがあった。

主管課においては、改めて協定書の確認を行い、協定書内容の遵守について、体協に適切な指導を行っていただきたい。

また、提出された文書の内容についても精査し、必要な助言を行っていただきたい。

- ② 平成28年度に作成された次期（平成29年度～平成33年度）の指定管理者選定の仕様書において、市総合体育館大アリーナが一定期間使用不可であることやトレーニング室に人員配置が必要であることの記載がなかった。

仕様書は指定管理を行う上で施設の管理運営を遂行できる人的、物的能力を有するか判断する基準であり、また、管理に必要な経費を積算するための基礎資料である。

指定管理者の更新が非公募であり、体協において、体育施設の状況を把握していたとしても仕様書に明記すべきだったと思われる。

今後は、適切な仕様書を作成していただきたい。

9 意見・要望

当該体育施設については、平成26年度に指定管理制度を導入し、体協を指定管理者として、施設の管理及び運営が行われてきたところである。

施設の利用状況については、平成28年4月に発生した熊本地震により、主となる施設である市総合体育館大アリーナの改修を余儀なくされ、平成28年度の利用料収入は大きく減少したものの、それ以前については、自主事業の開催などによって順調に利用者数及び利用料金収入を伸ばしており、利用促進に関する努力が見られた。

また、新電力の利用などにより、経費節減が図られており、指定管理制度の効果が現れている。

体協における経理事務については、定款、規程、規則等を遵守していない事例が散見された。収入支出の事務については、事故や不祥事により市民の信用を失うことがないように、もっとも注意を払い、経理上の責任の所在を明確にした上で規程等に基づいた統一した取り扱いを行うべきである。

また、指定管理制度の趣旨に則り、支出の面で競争性を発揮させるなど、経費節減についても引き続き取り組みを行っていただきたい。

主管課においては、指定管理施設の関係条例、協定書等に定める施設運営にかかる各種事務事業の手続き等が遵守されているかなどの確認及び指導が不足している部分が見受けられた。指定管理業務について、適切な評価・検証を行っていただきたい。

今後、適正な施設の管理を行うとともに、更なる利用者の増加を図るため、体協においては、利用者の要望把握、接遇の向上、人材育成の促進に努め、主管課においては、指定管理制度のメリットが十分発揮されるように体協と緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言を行っていただきたい。

参考資料

【施設利用者数及び使用料収入の状況】

(単位：人、円)

施設名	利用状況	H25年度 (直営)	H26年度 (指定管理)		H27年度 (指定管理)		H28年度 (指定管理)				
			前年増減	前年比	前年増減	前年比	前年増減	前年比			
総合体育館	利用者数	154,125	154,073	△ 52	100%	154,360	287	100%	90,539	△ 63,821	59%
	使用料収入	14,481,410	15,763,210	1,281,800	109%	17,674,630	1,911,420	112%	10,204,990	△ 7,469,640	58%
市民プール	利用者数	25,448	20,994	△ 4,454	82%	23,521	2,527	112%	26,984	3,463	115%
	使用料収入	2,389,600	2,168,550	△ 221,050	91%	2,643,840	475,290	122%	2,815,240	171,400	106%
スポーツ・コミュニティ広場	利用者数	45,982	45,211	△ 771	98%	46,618	1,407	103%	48,158	1,540	103%
	使用料収入	7,362,730	7,930,840	568,110	108%	8,893,030	962,190	112%	8,879,860	△ 13,170	100%
武道館	利用者数	17,632	18,146	514	103%	21,249	3,103	117%	21,393	144	101%
	使用料収入	679,490	646,950	△ 32,540	95%	834,850	187,900	129%	892,810	57,960	107%
市民球場	利用者数	16,871	25,750	8,879	153%	31,865	6,115	124%	24,046	△ 7,819	75%
	使用料収入	326,730	327,270	540	100%	489,184	161,914	149%	307,420	△ 181,764	63%
弓道場	利用者数	5,567	6,851	1,284	123%	7,263	412	106%	13,889	6,626	191%
	使用料収入	219,840	283,220	63,380	129%	265,890	△ 17,330	94%	347,830	81,940	131%
相撲場	利用者数	125	200	75	160%	110	△ 90	55%	15	△ 95	14%
	使用料収入	1,500	2,100	600	140%	1,800	△ 300	86%	600	△ 1,200	33%
球技場	利用者数	6,300	6,145	△ 155	98%	4,913	△ 1,232	80%	5,210	297	106%
	使用料収入	111,280	159,060	47,780	143%	115,680	△ 43,380	73%	125,670	9,990	109%
8施設合計	利用者数	272,050	277,370	5,320	102%	289,899	12,529	105%	230,234	△ 59,665	79%
	使用料収入	25,572,580	27,281,200	1,708,620	107%	30,918,904	3,637,704	113%	23,574,420	△ 7,344,484	76%

※平成28年度は熊本地震の影響により、施設使用不可期間あり

【収支の状況】

(単位：円)

収 益	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料	67,150,000	67,150,000	67,150,000
利用料金	27,610,840	31,205,564	23,742,850
自主事業収益	354,000	424,500	1,260,500
補償金	0	0	921,162
その他	4,222	897,459	1,237,112
合 計	95,119,062	99,677,523	94,311,624

費 用	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	36,984,629	41,323,128	45,101,303
通信運搬費	427,051	634,570	679,809
消耗品費	1,888,345	2,286,965	2,292,567
光熱水費	21,139,913	20,577,712	14,092,686
修繕料	1,173,780	1,723,107	1,904,431
保険料	1,296,425	1,383,290	1,378,074
備品購入費	227,150	479,960	291,384
自主事業経費	157,943	1,447,633	852,824
委託費	24,814,005	23,286,676	22,977,773
租税公課費	0	3,482,800	3,618,900
その他	2,001,839	1,826,801	1,666,374
合 計	90,111,080	98,452,642	94,856,125

収 支	5,007,982	1,224,881	△ 544,501
------------	------------------	------------------	------------------

※平成28年度は熊本地震の影響により、施設使用不可期間あり